

令和 8 年度
公益財団法人神戸市スポーツ協会
事業概要

文化スポーツ局

目 次

	頁
I 協会設立の趣旨	1
II 協会の概要	
1 名称	1
2 所在地	1
3 設立年月（沿革）	1
4 基本財産	1
5 機構	2
6 職員数	2
7 評議員・役員	3
8 加盟団体一覧	5
III 定款	6
IV 令和7年度事業報告	
1 事業報告	1 4
2 事業別収支計算書	2 1
3 正味財産増減計算書	2 2
4 貸借対照表	2 3
5 財産目録	2 4
6 事業別収入明細書	2 5
7 事業別支出明細書	2 6
8 財務状況の推移	2 7
V 令和8年度事業計画	
1 事業計画	2 8
2 経営改善の取り組み	3 2
3 事業別収支予算書	3 4
4 予定正味財産増減計算書	3 5
5 予定貸借対照表	3 6
6 事業別予定収入明細書	3 7
7 事業別予定支出明細書	3 8
VI 令和7年度主要事業計画・実績比較	3 9
参 考	
1 主要事業の推移	4 0
2 施設概要	4 1

I 協会設立の趣旨

当協会は、昭和 22 年に任意団体「神戸市体育協会」として発足し、平成 2 年 4 月に財団法人化された。平成 10 年 10 月には、財団法人神戸市スポーツ教育公社を統合し、学校給食事業及び体育施設管理運営事業等を引き継いだ。平成 24 年 4 月には公益財団法人に移行し、名称についても「神戸市スポーツ教育協会」に変更し、協会の目的を、すべての人々が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりができるスポーツ社会を基本理念に、神戸市におけるスポーツの普及及び競技力の向上を図るとともに、教育・健康増進に関する事業を行い、もって市民の健全な心身の発達及び保持に寄与することと定めた。

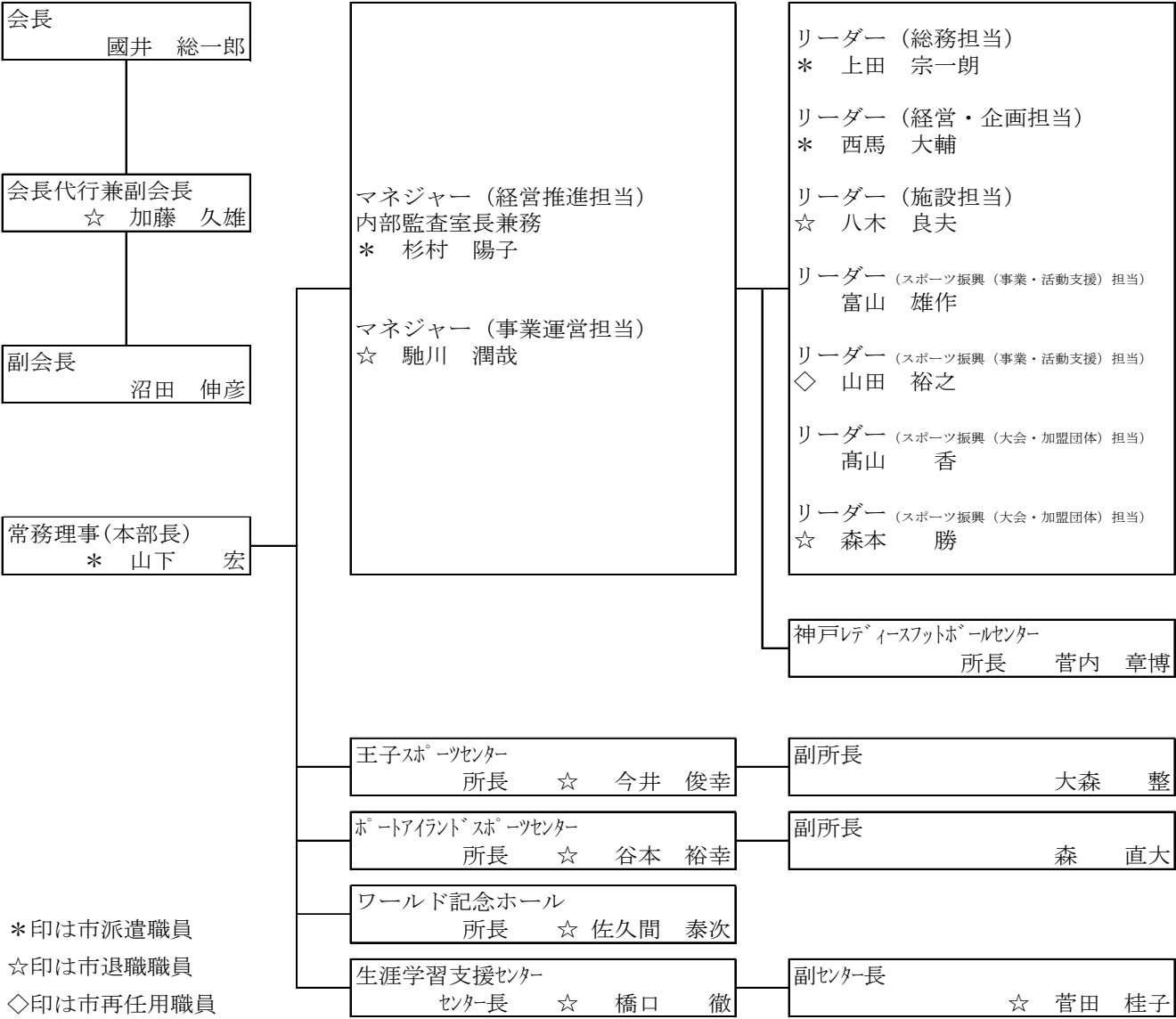
平成 30 年 9 月には、学校給食事業について、一般財団法人神戸市学校給食会に移管し、令和元年 7 月には、神戸市のスポーツ振興団体の位置づけをより明確化し、スポーツの発展に取り組むため、現名称に改称した。

II 協会の概要

1	名 称	公益財団法人神戸市スポーツ協会		
2	所 在 地	神戸市中央区浜辺通 5 丁目 1 番14号 (神戸商工貿易センタービル10階)		
3	設 立 年 月	昭和22年12月	任意団体「神戸市体育協会」として発足	
	(沿 革)	平成 2 年 4 月	財団法人認可	
		平成10年10月	(財)神戸市スポーツ教育公社と統合	
		平成24年 4 月	公益財団法人移行	
			「神戸市スポーツ教育協会」に名称変更	
		令和元年 7 月	「神戸市スポーツ協会」に名称変更	
4	基 本 財 産	200,000千円 (出捐：神戸市87.5%)		

5 機 構

令和8年7月1日現在



6 職員数(役員を除く)

令和8年7月1日現在

所 属	課長・施設長	係長・副施設長	係 員	合 計
本 部	2 (1)	8 (2)	11	21 (3)
王 子 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	1	1	3	5
ポ ー ト ア イ ラ ン ド ス ポ ー ツ セ ン タ ー	1	1	2	4
ワ ー ル ド 記 念 ホ ー ル	1		1	2
生 涯 学 習 支 援 セ ン タ ー	1	3	3	7
合 計	6 (1)	13 (2)	20	39 (3)

- ・ () 内は市派遣職員数内書
- ・ 管理職以外の臨時職員及びパートタイム職員を除く

7 評議員・役員

(1) 評議員

令和8年7月1日現在

(五十音順)

	氏 名	団 体 役 職
1	阿 部 雅 隆	神戸柔道協会副会長兼理事長
2	伊 原 由 美	弁護士
3	鈴 木 信 子	神戸市スケート協会会長
4	種 橋 伯 子	サンナッツ食品株式会社専務取締役
5	長 ケ 原 誠	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
6	永 島 昭 浩	日本サッカー協会日本代表OB・OG会会長
7	速 水 順 一 郎	神戸市レクリエーション協会会長
8	平 野 直 美	神戸女子短期大学食物栄養学科教授
9	松 本 周 二	神戸軟式野球協会会長
10	松 本 大 輔	神戸新聞社運動部長
11	三 重 野 雅 文	神戸市文化スポーツ局長
12	村 田 智 子	神戸総合型地域スポーツクラブ全市連絡協議会会長
13	森 田 祐 子	神戸市婦人団体協議会副会長
14	森 本 茂 夫	神戸市バスケットボール協会会長

(2) 役員（理事・監事）

令和8年7月1日現在
(役職、五十音順)

	役 職	氏 名	団 体 役 職
1	会 長	◎ 國 井 総 一 郎	神戸市スポーツ協会
2	会長代行 兼副会長	◎ 加 藤 久 雄	神戸市スポーツ協会
3	副 会 長	沼 田 伸 彦	神戸市スポーツ協会
4	常務理事	山 下 宏	神戸市スポーツ協会
5	理 事	浅 野 あ や	元神戸市教育委員会事務局 スポーツ体育課首席指導主事
6	理 事	大 西 幸 次	兵庫県山岳連盟理事
7	理 事	大 淵 真 一	神戸バレーボール協会会長
8	理 事	川 畑 龍 雄	神戸市体操協会会長
9	理 事	小 林 祐 梨 子	ひょうご女性スポーツの会 エグゼクティブ・アドバイザー
10	理 事	坂 元 美 子	神戸女子大学健康福祉学部 健康スポーツ栄養学科准教授
11	理 事	佐 藤 貴 之	神戸市サッカー協会専務理事
12	理 事	常 深 隼 太 郎	神戸市ラグビーフットボール協会副会長
13	理 事	西 角 智 成	神戸市陸上競技協会理事長
14	理 事	新 田 耕 造	神戸市卓球協会会長
15	理 事	藤 江 久 善	神戸市バドミントン協会会長
16	理 事	森 田 賢 二	神戸市ソフトテニス連盟副会長
17	理 事	山 口 泰 雄	神戸大学名誉教授
18	監 事	里 見 良 子	公認会計士
19	監 事	中 川 一 穂	神戸市剣道連盟会長

◎：代表理事

8 加盟団体一覧 (42団体)

令和8年7月1日現在

	加盟団体名
1	神戸市陸上競技協会
2	神戸軟式野球協会
3	神戸市ソフトテニス連盟
4	神戸市水泳協会
5	神戸市剣道連盟
6	一般社団法人神戸市サッカー協会
7	神戸市テニス協会
8	神戸市体操協会
9	神戸市ハンドボール協会
10	神戸バレーボール協会
11	神戸市弓道協会
12	神戸柔道協会
13	神戸市相撲連盟
14	神戸市卓球協会
15	神戸市バスケットボール協会
16	神戸市バドミントン協会
17	神戸市ソフトボール協会
18	神戸市なぎなた協会
19	神戸市スキー協会
20	一般社団法人神戸市漕艇連盟
21	神戸市ラグビーフットボール協会

	加盟団体名
22	神戸市レスリング協会
23	神戸市ボクシング協会
24	兵庫県山岳連盟神戸支部
25	兵庫県野球連盟
26	神戸市ホッケー協会
27	神戸市クレ射撃協会
28	神戸市スケート協会
29	兵庫県高等学校体育連盟 神戸支部
30	神戸市中学校体育連盟
31	神戸市ボウリング協会
32	神戸市アーチェリー協会
33	神戸市少林寺拳法協会
34	神戸市空手道連盟
35	神戸市ウエイトリフティング協会
36	神戸市ライフル射撃協会
37	神戸銃剣道連盟
38	神戸市アイスホッケー協会
39	神戸市バトン協会
40	神戸市ゴルフ協会
41	神戸市レクリエーション協会
42	神戸総合型地域スポーツクラブ 全市連絡協議会

(参考) 神戸市レクリエーション協会 加盟団体 (10団体)

	団体名
1	神戸市民山の会
2	神戸フォークダンス協会
3	神戸投輪連盟
4	神戸レディース卓球連盟
5	神戸市民ラジオ体操の会

	団体名
6	神戸民踊研究会
7	神戸市生涯体育大学同窓会
8	神戸市レクリエーション指導者クラブ
9	神戸市グラウンド・ゴルフ協会
10	神戸ウオーキング協会

Ⅲ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸市スポーツ協会と称し、Kobe Sport Association（略称 K S A）と英訳する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、すべての人々が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりができるスポーツ社会を基本理念に、神戸市におけるスポーツの普及及び競技力の向上を図るとともに、教育・健康増進に関する事業を行い、もって市民の健全な心身の発達及び保持に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民スポーツ大会等の開催並びにスポーツに関する事業の実施及び支援
- (2) 国際級スポーツ大会等の誘致
- (3) スポーツに関する国際交流事業の実施及び支援
- (4) スポーツ指導者の養成
- (5) 神戸総合型地域スポーツクラブの育成
- (6) スポーツ医・科学に基づく健康・体力づくりの推進
- (7) スポーツに関する調査研究及び情報の提供
- (8) スポーツ関係団体等とのネットワークの形成及び連携
- (9) スポーツ功労者等の顕彰
- (10) 社会教育施設の管理運営その他教育に関する事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長（第21条に規定する会長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が1,500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 財産目録の承認

(6) 定款の変更

(7) 残余財産の処分

(8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に署名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名又は 3 名

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を会長代行兼副会長、2 名以内を常務理事とする。

3 会長、会長代行兼副会長及び常務理事以外の理事のうち、2 名以内を副会長とすることができる。

4 第 2 項の会長及び会長代行兼副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、会長代行兼副会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び会長代行兼副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長及び常務理事は、会長及び会長代行兼副会長を補佐する。
- 4 常務理事は、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、会長代行兼副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は前項の報告をするため、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第28条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、会長代行兼副会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長代行兼副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、会長代行兼副会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

(名誉会長及び顧問)

第 35 条 この法人に、任意の機関として、名誉会長 1 名及び顧問 4 名以内を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の推挙により、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第 8 章 加盟団体

(加盟団体)

第 36 条 この法人は、次に掲げるものを加盟団体とする。

- (1) 神戸市におけるアマチュアスポーツを各競技別に統括する団体
- (2) 地域を代表する団体
- (3) 神戸市における学校体育団体
- (4) 神戸市におけるレクリエーションを統括する団体

(加盟)

第 37 条 この法人の加盟団体になろうとする団体は、評議員会の決議を経て加盟することができる。

(会費)

第 38 条 加盟団体は、毎事業年度、理事会において別に定める会費を納めなければならない。

(退会等)

第 39 条 加盟団体が退会しようとするときは、その理由書を付して、会長に退会届を提出しなければならない。

- 2 会長は、加盟団体が第 36 条に掲げる資格を失ったと認められるとき、又は次の各号のいずれかに該当するに至ったと認められるときは、評議員会において評議員現在数の 3 分の 2 以上の同意を経て、退会させることができる。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他退会させるべき正当な事由があるとき
- (加盟団体連絡会)

第 40 条 協会の職務執行に対して、意見交換及び協議を行うことを目的に、加盟団体連絡会を設置する。

2 加盟団体連絡会は、理事とすべての加盟団体をもって構成する。

第 9 章 賛助会員

(賛助会員)

第 41 条 この法人に賛助会員を置く。

- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。
- 3 賛助会員の入退会及び会費に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 43 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）

第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補則

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 表孟宏 橋口秀志 植月正章 横関勇 正木一央 嶋中良治 小林茂幸 木村淳三
尼子邦之 佐藤由香里 大西睦雄 平川和文 岸本洋子 高井豊司 三谷弘光 木村光雄
藤原匠 吉田敦美
監事 神吉政明 青木節子 高橋信雄
- 4 この法人の最初の会長（代表理事）は表孟宏、会長代行兼副会長（代表理事）は橋口秀志、副会長（理事）は植月正章、常務理事は横関勇とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。

別表 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	神戸市債 2 億円

Ⅳ 令和7年度 事業報告

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

＜神戸市スポーツ協会の事業体系図＞

(1) 公益目的事業

＜公益1＞スポーツ・教育振興事業

ア 市民スポーツ振興事業

イ スポーツ・教育施設運営事業

(2) 収益事業

＜収益1＞スポーツ・教育施設収益事業

ア スポーツ施設収益事業

イ 施設附帯等事業

1 事業報告

すべての世代の神戸市民がそれぞれの状況に応じてスポーツに親しみ、余暇の充実と健康の維持ができるスポーツ環境づくりに向け、第5期中期経営計画に沿ってスポーツ振興を進めた。

令和7年度は、新たに再構築した「神戸市民総合スポーツ大会」を開催するとともに、市内トップチームと連携した事業や加盟団体への助成事業等を推進し、市民のスポーツ振興に幅広く取り組んだ。また、市立中学校の部活動終了後も中学生世代がスポーツに親しめる環境の整備に向けた検討業務や、令和6年度の神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会を契機としたレガシー事業も新たに受託し、市と両輪となってスポーツ振興に努めた。

(1) 公益目的事業

＜公益1＞スポーツ・教育振興事業

ア 市民スポーツ振興事業

a 神戸市民総合スポーツ大会等開催事業

大会名	実施時期	参加者数	概要
2025年度 神戸市民総合スポーツ大会	4月～ 令和8年3月	57,974人	主に市内の競技施設において、 4大会で合計50競技を実施
第33回 六甲シティマラソン大会	令和8年1月	8,903人	仮装ラン部門を新たに加えた 6部門を実施
しあわせ健康駅伝大会 (第29回神戸市小学生駅伝 競走大会)	11月	185人	ユニバー記念競技場と周辺で、 小学校4～6年生の学年別男女 混合による駅伝大会を開催
第57回神戸市 家庭バレーボールまつり	5月	789人	王子スポーツセンターで開催
第60回神戸市 家庭バレーボール大会	10月	242人	予選リーグを王子スポーツセン ター、決勝トーナメントを中央 体育館で開催



b ファミリーウォーキング等

① ファミリーウォーキング

誰もが参加できる健康増進事業として10キロメートル以内のコースで、市内の名所や史跡を巡るファミリーウォーキングを開催した。

(3回(4月、11月、令和8年1月)開催 623人参加)



② K O B E ウォーキングツーリズム

スポーツと観光を融合させたイベントとして、ウォーキングを楽しみながら神戸の観光地を巡るスポーツツーリズムを実施した。

(9月開催 59人参加 花隈公園発⇒神戸港震災メモリアルパーク(メリケンパーク)⇒ジーライオンアリーナ神戸⇒KIITO・神戸税関⇒1.17希望の灯り(東遊園地)⇒みなとのもり公園⇒人と防災未来センター⇒KOB Eアイスクャンパス(希望者)着)

c スポーツイベント支援事業

① 各種スポーツイベント誘致支援

日本スポーツ協会加盟団体や兵庫県スポーツ協会加盟団体等との連携のもと、大会実行委員会への参加や大会運営経費の助成、広報協力等により、市民に夢や感動を届ける全国級・日本リーグ級のスポーツイベントの開催を支援した。

(主なスポーツイベント)

- ・全農杯 2025 年全日本卓球選手権大会 (ホープス・カブ・バンビの部)
- ・第 61 回全日本登山大会 兵庫大会
- ・第 109 回日本陸上競技選手権大会 ハーフマラソン競歩 など



② 神戸マラソン支援

加盟団体の協力を得て 281 人の大会ボランティア(走路要員等)を動員し、沿道での安全確保等を行った他、関連するランニングイベント等を実施し、大会の機運醸成に努めた。

- ・神戸市立王子スポーツセンターランニングクリニックの開催
- ・応援フェス in メリケンパークの開催支援

d 加盟団体等助成事業

① 運営支援

より一層スポーツのすそ野を広げられるよう加盟団体の運営・活動に対し、きめ細やかな助成を実施するとともに、団体の事務局等を備えた「ふきあい分室」を提供し団体の運営を支援した。

加盟団体連絡会では、今後の協会事業や部活動の地域展開等、市政の状況説明とあわせて「KOB E◆KATSU (コベカツ)」について、神戸市教育長との特別対談を行った。

② 競技力向上の支援

競技力向上を目的とする強化練習の実施について支援を行った。

e その他スポーツ振興事業

① トップアスリートとの交流機会の提供

市内トップチームやアスリートによる体験会等を開催することで、スポーツに接する機会を提供するとともに、スポーツへの関心を高め、市民がスポーツに親しみ、市民スポーツのすそ野を広げる取り組みを行った。

体験会・教室名	実施時期	参加者数
エレコム神戸ファイニーズ 親子フラッグフットボール体験教室	4 月	19 組 (39 人)
神戸ストークス バスケットボール教室	7 月	84 人
アルコ神戸 フットサル教室	8 月	29 人
江原騎士氏 水泳教室 (リオデジャネイロオリンピック競泳 800mリレー銅メダル)	10 月	73 人
ヴィッセル神戸 親子サッカー教室&スタジアムツアー	12 月	156 人
INAC 神戸レオネッサ選手との交流・体験イベント	令和 8 年 3 月	34 人



② 市民への観戦機会の提供

観戦チーム	実施時期	参加者数
エレコム神戸ファイニーズ (アメリカンフットボール)	6 月	609 人
ヴィッセル神戸 (サッカー)	7 月、8 月	6,853 人
アルコ神戸 (女子フットサル)	9 月、10 月	95 人
神戸ストークス (バスケットボール)	10 月	1,083 人
INAC 神戸レオネッサ (女子サッカー)	11 月、令和 8 年 3 月	803 人
デウソン神戸 (フットサル)	11 月	201 人
スターズ神戸 (アイスホッケー)	令和 8 年 1 月	200 人
コベルコ神戸スティーラーズ (ラグビー)	令和 8 年 3 月	140 人

③ 基礎体力向上のための取り組み

子どもたちの体力低下対策として、各種スポーツに欠かせない走る力の向上をめざした「かけっこ教室」「走り方教室」を開催した。
(各教室2日開催 259人・88組参加)



④ 様々なスポーツを体験する機会の提供

加盟団体や民間事業者が実施する競技の体験会や多数の市民が参加・体験できるイベント等11事業(10団体)を「スポーツ競技等普及啓発活動支援制度」により支援し、市民がスポーツに触れ合う機会を提供した。

⑤ 神戸市事業への参画

市との役割分担に基づき、事業移管を受けた少年団事業と生涯スポーツ振興事業(神戸市生涯体育大学、神戸市民山の会、神戸市民ラジオ体操の会)に取り組んだほか、全日本高校・大学ダンスフェスティバル、六甲全山縦走・半縦走大会の2大会の運営に引き続き参画した。

令和7年度からは、神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会を契機としたレガシー事業を市から受託し、より幅広くスポーツ振興に取り組んだ。

⑥ 中学校部活動地域展開への取り組み

令和8年9月からのコベカツ本格始動後も、活動成果を発揮する機会である中学生大会・競技会の運営者及び機会を確保するための検討を市や教育委員会とともに進めた。

また、コベカツクラブを中心に中学生年代に対してスポーツを提供できる環境の構築に向けて、講演会や競技団体への支援や体験会を実施した。

⑦ スポーツ協会表彰の実施

スポーツ協会表彰規程に基づき、令和8年2月に表彰式を開催した。

(内容)

運営功労賞(15人)、優秀指導者賞(3人)、優秀団体賞(6チーム)

優秀選手賞(8人)、スポーツ振興賞(3団体)、ヴィッセル神戸への感謝状贈呈

⑧ 情報提供事業

子ども向け情報誌「スポ協つうしんジュニア」や電子版機関誌「神戸体育」の発行に加えて、ホームページ・SNS等も活用し、協会事業やスポーツの情報等の幅広い情報を提供した。

⑨ プロジェクトチームの活用

神戸のスポーツ情報の効果的な発信を検討するプロジェクトチーム主導で、SNS(Instagram)の本格運用を開始し、イベント等に関する情報を積極的に発信した。併せて、ホームページの全面リニューアルに向けた検討を進めた。



イ スポーツ・教育施設運営事業

a 指定管理施設運営事業

① スポーツ施設

指定管理者として、2 スポーツ施設（王子スポーツセンター、ポートアイランドスポーツセンター）の管理運営を実施し、良好なスポーツ環境の提供に努めた。

施設名	利用人数		増減	増減率
	令和7年度	令和6年度		
王子スポーツセンター	285,604 人	356,330 人	△70,726 人	△19.8%
ポートアイランドスポーツセンター	247,287 人	284,611 人	△37,324 人	△13.1%
合 計	532,891 人	640,941 人	△108,050 人	△16.9%

※利用人数には、大会観覧者数を含む。

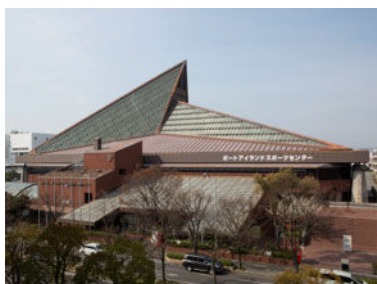
※王子スポーツセンターでは、市による王子公園再整備に伴い、令和6年度にプール、令和7年度にスタジアムを閉鎖した。また、施設修繕のため柔剣道場を約2か月間休止した。

※ポートアイランドスポーツセンターでは施設修繕に伴い、25m プールを約1か月間休止した。

② 社会教育施設

指定管理者として、生涯学習支援センターの管理運営、神戸市老眼大学の開催や生涯学習市民講師登録制度の運用により、生涯学習活動を支援した。

施設名	利用人数		増減	増減率
	令和7年度	令和6年度		
生涯学習支援センター	343,937 人	320,632 人	23,305 人	+7.3%



b 施設スポーツ振興事業

① 「神戸総合型地域スポーツクラブ」育成支援事業の実施

王子スポーツセンターのスタッフによる地域スポーツクラブの育成支援を実施した。

② KOBE スポーツトライアル DAY サマー王子スタジアム～感謝のタベ～

王子スタジアムへの感謝を伝えるため、スポーツ体験等の多彩なプログラムや夜店の出店等スタジアム全体を使用したイベントを開催。（延べ来場者数 約2,000人）

③ KOBE スポーツトライアル DAY2025 の開催

王子スポーツセンターやテニスコート、周辺施設において、子どもから高齢者までが楽しめる様々なスポーツイベント・体験会等を開催した。

(延べ参加者数 約 8,400 人)

④ 大学連携事業

神戸親和大学と協働した学生主導のスポーツ教室「チャレンジサマースクール」を開催した。(161 人参加)

市内 12 大学(神戸薬科大学、兵庫県立大学等)と連携し、健康・歴史・語学等のテーマに対してバラエティ豊かな講義「こうべ生涯学習カレッジ」を開催した。

(120 人参加)

⑤ ウインターフェスティバル

ポートアイランドスポーツセンターにおいて、スケートリンクの営業開始にあわせて、アイスホッケーやスケートのエキシビションや、親子スケート教室やアイスホッケー教室等を実施するイベントを開催した。(756 人参加)

⑥ その他施設事業

水泳シーズン前に子どもたちには水泳の基礎を、保護者には水泳の知識や教え方等を指導する親子スイミング教室やスポーツ安全講習会、体力等測定会を開催した。

c スポーツ教室等事業

球技などの一般教室に加え、子どもの体力づくりや中高年の健康づくりを支援する運動教室等を開催した。(93 教室 受講者 5,829 人)

(2) 収益事業

<収益 1> スポーツ・教育施設収益事業

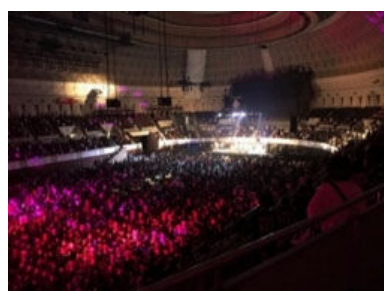
ア スポーツ施設収益事業

a 指定管理施設収益事業

指定管理者として、ワールド記念ホールの管理運営を行い、スポーツイベントや文化・興行・式典等を積極的に誘致し、イベントの振興と収益確保に取り組んだ。

開業 40 周年記念事業の継続事業として、幅広い年代が楽しめるディズニー・オン・アイスを対象に神戸市民特別割引を実施するとともに市内の社会福祉施設の子ども 200 名を招待した。また、利用不能となっていた可動席を撤去して器具庫とする改修工事を行った。

施設名	利用人数		増減	増減率
	令和 7 年度	令和 6 年度		
ワールド記念ホール	447,334 人	602,311 人	△154,977 人	△25.7%



b レディースフットボールセンター推進事業

兵庫県サッカー協会とともに、女子の利用を優先した「神戸レディースフットボールセンター」を運営し、女子サッカーの普及・振興に努めた。

登録チームのINAC神戸レオネッサホームゲーム観戦機会を拡大した他、神戸のトップチームマスコット4体が集結し応援する連携事業や、元サッカー日本代表の永島昭浩氏とINAC神戸レオネッサ 宮本ともみ監督による特別対談等を実施した。また、新たに女子タッチフットボールの会場（東西大学女子タッチフットボール王座決定戦等）としても提供した。

施設名	利用人数		増減	増減率
	令和7年度	令和6年度		
神戸レディースフットボールセンター	60,809 人	60,092 人	717 人	+1.2%

※利用人数には、大会観覧者数を含む



イ 施設附帯等事業

a 駐車場等運営事業

王子スポーツセンター、中央体育館及び神戸レディースフットボールセンターで駐車場の運営事業等を行った。

b 管理施設附帯等事業

ポートアイランドスポーツセンターでのスケート靴の貸出しや、ワールド記念ホールでの施設利用に関する附属設備・備品等の貸出を行った。また、各施設に設置した自動販売機の手数料収入を得た。

2 事業別収支計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単位：円）

収益の部		費用の部	
事業	金額	事業	金額
経常収益の部	1,076,560,572	経常費用の部	1,080,341,212
公益目的事業	610,851,629	公益目的事業	674,686,276
（公1）スポーツ・教育振興事業	610,851,629	（公1）スポーツ・教育振興事業	674,686,276
市民スポーツ振興事業	111,390,482	市民スポーツ振興事業	132,301,672
スポーツ・教育施設運営事業	495,635,147	スポーツ・教育施設運営事業	542,384,604
スポーツ・教育振興事業共通	3,826,000		
収益事業	444,567,518	収益事業	376,594,340
（収1）スポーツ・教育施設収益事業	444,567,518	（収1）スポーツ・教育施設収益事業	376,594,340
スポーツ施設収益事業	340,723,110	スポーツ施設収益事業	318,305,189
施設附帯等事業	102,949,008	施設附帯等事業	58,289,151
スポーツ・教育施設収益事業共通	895,400		
法人会計	21,141,425	法人会計	29,060,596
経常外収益の部	0	経常外費用の部	373,627
収益合計	1,076,560,572	費用合計	1,080,714,839
※ 神戸市からの収入		税引前当期一般正味財産増減額（A）	△ 4,154,267
		法人税・住民税及び事業税（B）	5,743,000
		当期一般正味財産増減額（A）-（B）	△ 9,897,267
（1）補助金	70,021千円		
（2）受託料等	421,788千円		

3 正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単位：円）

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	3,826,000	-	-	3,826,000
特定資産運用益	-	895,400	-	895,400
受取会費	727,818	-	-	727,818
事業収益	515,429,536	435,621,044	19,451,885	970,502,465
受取負担金	-	-	1,677,744	1,677,744
受取補助金等	84,650,870	3,326,696	-	87,977,566
受取寄付金	50,000	477,293	-	527,293
過年度収益	27,109	10,345	-	37,454
雑収益	6,140,296	4,236,740	11,796	10,388,832
経常収益計	610,851,629	444,567,518	21,141,425	1,076,560,572
(2) 経常費用				
事業費	674,686,276	376,594,340	-	1,051,280,616
管理費	-	-	29,060,596	29,060,596
経常費用計	674,686,276	376,594,340	29,060,596	1,080,341,212
当期経常増減額	△ 63,834,647	67,973,178	△ 7,919,171	△ 3,780,640
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	-	-	-	-
(2) 経常外費用				
経常外費用計	5	-	373,622	373,627
当期経常外増減額	△ 5	-	△ 373,622	△ 373,627
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 63,834,652	67,973,178	△ 8,292,793	△ 4,154,267
他会計振替額	122,978,555	△ 32,978,555	△ 90,000,000	-
税引前当期一般正味財産増減額	59,143,903	34,994,623	△ 98,292,793	△ 4,154,267
法人税・住民税及び事業税	-	5,743,000	-	5,743,000
当期一般正味財産増減額	59,143,903	29,251,623	△ 98,292,793	△ 9,897,267
一般正味財産期首残高	22,315,919	431,835,970	201,859,166	656,011,055
一般正味財産期末残高	81,459,822	461,087,593	103,566,373	646,113,788
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	-	△ 3,803,989	-	△ 3,803,989
当期指定正味財産増減額	-	△ 3,803,989	-	△ 3,803,989
指定正味財産期首残高	200,000,000	34,661,147	-	234,661,147
指定正味財産期末残高	200,000,000	30,857,158	-	230,857,158
当期正味財産増減額	59,143,903	25,447,634	△ 98,292,793	△ 13,701,256
正味財産期首残高	222,315,919	466,497,117	201,859,166	890,672,202
III 正味財産期末残高	281,459,822	491,944,751	103,566,373	876,970,946

4 貸借対照表

令和8年3月31日現在（単位：円）

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	455,697,232	未払金	186,412,570
未収金	60,500,933	前受金	95,671,643
前払金	351	未払法人税等	5,743,000
立替金	367,359	預り金	9,530,065
前払費用	6,599,888	賞与引当金	9,513,387
未収消費税等	5,859,200	流動負債合計	306,870,665
流動資産合計	529,024,963	2. 固定負債	
2. 固定資産		退職給付引当金	23,422,784
(1) 基本財産		固定負債合計	23,422,784
投資有価証券	200,000,000	負債合計	330,293,449
基本財産合計	200,000,000	III 正味財産の部	
(2) 特定資産		1. 指定正味財産	
退職給付引当資産	23,422,784	出捐金	200,000,000
減価償却引当資産	228,589,096	（うち基本財産への充当額）	(200,000,000)
市民スポーツ振興事業準備資金	60,000,000	受取補助金等	24,739,380
工事積立資産	47,800,000	（うち特定資産への充当額）	(24,739,380)
建物	27,508,885	受取寄附金	6,117,778
構築物	23,407,663	（うち特定資産への充当額）	(6,117,778)
什器備品	1	指定正味財産合計額	230,857,158
特定資産合計	410,728,429	2. 一般正味財産	646,113,788
(3) その他固定資産		（うち特定資産への充当額）	(356,448,487)
建物	910,229	正味財産合計	876,970,946
構築物	59,852,410		
車輛運搬具	3		
什器備品	5,670,977		
機械・装置	847,644		
水道施設利用権	51,570		
敷金・保証金	150,000		
預託金	28,170		
その他固定資産合計	67,511,003		
固定資産合計	678,239,432		
資産合計	1,207,264,395	負債及び正味財産合計	1,207,264,395

（特定資産）

建物減価償却累計額	23,074,413
構築物減価償却累計額	74,232,600
什器備品減価償却累計額	3,464,999

（その他固定資産）

建物減価償却累計額	6,182,164
構築物減価償却累計額	206,444,172
車輛運搬具減価償却累計額	4,788,974
什器備品減価償却累計額	27,440,301
機械・装置減価償却累計額	9,014,611

5 財産目録

令和8年3月31日現在（単位：円）

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金		未払金	186,412,570
小口現金等	5,610,357	前受金	
普通預貯金		ワールド記念ホール利用料金等	95,671,643
三井住友・みなと・ゆうちょ銀行等	450,086,875	未払法人税等	5,743,000
未収金（利用料金等）	60,500,933	預り金	
前払金（既発債購入時の経過利息）	351	神戸市歳入金他	9,530,065
立替金（年末調整控除未済額立替分）	367,359	賞与引当金	9,513,387
前払費用（令和8年度保険料等）	6,599,888	流動負債合計	306,870,665
未収消費税等	5,859,200		
流動資産合計	529,024,963	2. 固定負債	
		退職給付引当金	23,422,784
2. 固定資産		固定負債合計	23,422,784
(1) 基本財産		負債合計	330,293,449
投資有価証券		III 正味財産の部	876,970,946
神戸市公募公債	200,000,000		
基本財産合計	200,000,000		
(2) 特定資産			
退職給付引当資産			
三井住友銀行	23,422,784		
減価償却引当資産			
三井住友銀行	100,338,696		
神戸市公募公債	100,000,000		
千葉県公募公債	28,250,400		
市民スポーツ振興事業準備資金			
三井住友銀行	60,000,000		
工事積立資産			
三井住友銀行	47,800,000		
建物	27,508,885		
構築物	23,407,663		
什器備品	1		
特定資産合計	410,728,429		
(3) その他固定資産			
建物	910,229		
構築物			
王子駐車場，神戸LFC人工芝等	59,852,410		
車輛運搬具 3台	3		
什器備品	5,670,977		
機械・装置	847,644		
水道施設利用権	51,570		
敷金・保証金	150,000		
預託金	28,170		
その他固定資産合計	67,511,003		
固定資産合計	678,239,432		
資産合計	1,207,264,395		

6 事業別収入明細書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単位：円）

		内訳			
事業	合計	事業収入	負担金・ 補助金収入	寄付金・ 協賛金収入	その他収入
経常増減の部	1,076,560,572	970,502,465	89,655,310	1,536,383	14,866,414
公益目的事業	610,851,629	515,429,536	84,650,870	1,059,090	9,712,133
（公1）スポーツ・教育振興事業	610,851,629	515,429,536	84,650,870	1,059,090	9,712,133
市民スポーツ振興事業	111,390,482	20,599,096	84,650,870	1,059,090	5,081,426
スポーツ・教育施設運営事業	495,635,147	494,830,440	－	－	804,707
スポーツ・教育振興事業共通	3,826,000	－	－	－	3,826,000
収益事業	444,567,518	435,621,044	3,326,696	477,293	5,142,485
（収1）スポーツ・教育施設収益事業	444,567,518	435,621,044	3,326,696	477,293	5,142,485
スポーツ施設収益事業	340,723,110	335,499,290	3,326,696	477,293	1,419,831
施設附帯等事業	102,949,008	100,121,754	－	－	2,827,254
スポーツ・教育施設収益事業共通	895,400	－	－	－	895,400
法人会計	21,141,425	19,451,885	1,677,744	－	11,796
経常外増減の部	－	－	－	－	－
当期収入合計	1,076,560,572	970,502,465	89,655,310	1,536,383	14,866,414

7 事業別支出明細書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単位：円）

		内訳		
事業	合計	人件費	物件費	減価償却費
経常増減の部	1,080,341,212	203,197,008	856,669,614	20,474,590
公益目的事業	674,686,276	151,500,701	522,329,483	856,092
(公1) スポーツ・教育振興事業	674,686,276	151,500,701	522,329,483	856,092
市民スポーツ振興事業	132,301,672	38,423,480	93,597,013	281,179
スポーツ・教育施設運営事業	542,384,604	113,077,221	428,732,470	574,913
収益事業	376,594,340	35,053,251	321,994,659	19,546,430
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	376,594,340	35,053,251	321,994,659	19,546,430
スポーツ施設収益事業	318,305,189	32,129,201	273,304,499	12,871,489
施設附帯等事業	58,289,151	2,924,050	48,690,160	6,674,941
法人会計	29,060,596	16,643,056	12,345,472	72,068
経常外増減の部	373,627	－	373,627	－
小計（税引前当期支出額）	1,080,714,839	203,197,008	857,043,241	20,474,590
法人税・住民税及び事業税	5,743,000	－	5,743,000	－
当期支出合計	1,086,457,839	203,197,008	862,786,241	20,474,590

8 財務状況の推移

(単位：千円)

			令和5年度	令和6年度	令和7年度	6 → 7 増減
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	△ 28,844	24,790	△ 3,780	△ 28,570
		経常収益	973,192	1,221,004	1,076,561	△ 144,443
		うち公益	557,894	645,849	610,852	△ 34,997
		うち公益以外	415,298	575,155	465,709	△ 109,446
		経常費用	1,002,036	1,196,214	1,080,341	△ 115,873
		うち事業費（公益）	658,731	772,997	674,686	△ 98,311
		うち事業費（公益以外）	312,200	392,751	376,594	△ 16,157
		うち管理費（公益）	-	-	-	-
		うち管理費（公益以外）	31,105	30,466	29,061	△ 1,405
		評価損益等	-	-	-	-
		当期経常外増減額	△ 297	△ 6,209	△ 374	5,835
		経常外収益	-	26	-	△ 26
		経常外費用	297	6,235	374	△ 5,861
	指定正味財産	法人税・住民税及び事業税	172	172	5,743	5,571
		当期一般正味財産増減額	△ 29,313	18,409	△ 9,897	△ 28,306
		一般正味財産期首残高	666,915	637,602	656,011	18,409
		一般正味財産期末残高	637,602	656,011	646,114	△ 9,897
		当期指定正味財産増減額	△ 4,002	△ 3,900	△ 3,804	96
		指定正味財産増加額	-	-	-	-
		指定正味財産減少額	4,002	3,900	3,804	△ 96
		うち一般正味財産への振替額	△ 4,002	△ 3,900	△ 3,804	96
貸借対照表（B／S）	資産合計	指定正味財産期首残高	242,562	238,561	234,661	△ 3,900
		指定正味財産期末残高	238,561	234,661	230,857	△ 3,804
		正味財産期首残高	909,477	876,162	890,672	14,510
		当期正味財産増減	△ 33,315	14,510	△ 13,701	△ 28,211
	負債合計	正味財産期末残高	876,162	890,672	876,971	△ 13,701
		資産合計	1,100,660	1,188,038	1,207,264	19,226
		流動資産	376,801	481,556	529,025	47,469
		固定資産	723,859	706,482	678,239	△ 28,243
		うち建物	32,284	30,352	28,419	△ 1,933
	流動負債	負債合計	224,497	297,366	330,294	32,928
		流動負債	191,045	277,447	306,871	29,424
		うち短期借入金	-	-	-	-
		固定負債	33,452	19,919	23,423	3,504
		うち長期借入金	-	-	-	-
	正味財産合計	正味財産合計	876,162	890,672	876,971	△ 13,701
		指定正味財産	238,561	234,661	230,857	△ 3,804
		一般正味財産	637,602	656,011	646,114	△ 9,897

Ⅴ 令和８年度 事業計画

（令和８年４月１日～令和９年３月３１日）

１ 事業計画

すべての世代の神戸市民がそれぞれの状況に応じてスポーツに親しみ、余暇の充実と健康の維持ができるスポーツ環境の提供の実現に向けて、第５期中期経営計画に沿って各事業を実施しスポーツ振興を推進していく。

令和８年度においてスポーツ振興では、神戸市民総合スポーツ大会（ALL KOBE GAMES）や六甲シティマラソン大会等の開催、市民が参加・体験できるイベント等への支援、加盟団体助成事業等、市民スポーツのすそ野を広げるための多様な事業を展開していく。また、コベカツの本格実施後も、中学生のスポーツ大会が継続的に開催できる環境整備等を、市から受託等を受けて進めるとともに、コベカツクラブにも参画する。

施設運営では、子どもから高齢者まで市民が日常的にスポーツを楽しむ機会を提供する、または学習する市民の相互交流を促進することで、各施設が市民の活動拠点となるよう取り組む。自主事業施設では、女子サッカーの振興・普及を積極的に推進する。

経営改善に向けた取り組みとして、ワールド記念ホールにおいて備品貸出事業を拡充し、増加する事業収益を公益目的事業へ還元することで、より安定的な事業運営を行う。また、事業運営を支える人材の育成に向けて、引き続き資格取得制度の運用や職員研修を行っていく。

（１）公益目的事業

＜公益１＞スポーツ・教育振興事業

ア 市民スポーツ振興事業

ａ 神戸市民総合スポーツ大会等開催事業

市民皆スポーツを目指し、市民向けスポーツ大会及びレクリエーション事業を実施する。

大会・イベント名	実施予定時期	概要・場所
2026 年度 神戸市民総合スポーツ大会	４月～令和９年３月	「神戸市民体育大会」及び「神戸市総合スポーツ大会」を令和７年度に再構築
第３４回六甲シティマラソン大会	令和９年１月	六甲アイランド内特設コースで実施
しあわせ健康駅伝大会 (第３０回神戸市小学生駅伝競走大会)	１１月	ユニバー記念競技場と周回路で、小学校４～６年生の学年別男女混成による駅伝大会を開催
第５８回神戸市家庭バレーボールまつり	５月	王子スポーツセンター
第６１回神戸市家庭バレーボール大会	１０月	王子スポーツセンター・中央体育館
ファミリーウォーキング	４月・１１月 令和９年１月	市内各所
KOBE ウォーキングツーリズム	３月	約１０kmのウォーキングを楽しみながら市内の観光地を巡るイベント

b スポーツイベント支援事業

① 各種スポーツイベント誘致支援

全国級スポーツイベント「全日本卓球選手権大会(ホープス・カブ・バンビの部)」「日本陸上競技選手権大会ハーフマラソン競歩」等の開催に合わせ、支援活動を実施する。

② 神戸マラソン支援事業

市と連携しながら協力・支援を継続して行う。

c 加盟団体支援等事業

より一層スポーツのすそ野を広げられるよう加盟団体に対し、きめ細やかな助成を実施するとともに、適正なガバナンスを確保するためのコンプライアンス研修の実施や団体の事務所等を備えた「ふきあい分室」の運営等により、加盟団体を支援する。

また、加盟団体連絡会により連携強化のため連絡会の開催や、加盟団体が実施する競技力向上を目的とする強化練習を継続して支援する。

d その他スポーツ振興事業

① トップアスリートとの交流機会の提供

神戸を拠点として活躍するトップチームやアスリートと、子どもたちとの交流の場を設け、夢と希望を育み、スポーツに対する関心を高めるとともに、スポーツに親しむきっかけづくりとする。

② 市民への観戦機会の提供

ヴィッセル神戸やI N A C神戸レオネッサ、神戸ストークス、コベルコ神戸スティーラーズ、スターズ神戸等、市内トップチームの観戦会を実施し、レベルの高いスポーツイベントに接する機会を市民に提供する。

③ 基礎体力向上のための取り組み

子どもたちの体力低下対策の一つとして、各種スポーツに欠かせない走る力の向上を目指したスポーツ教室を開催する。

④ 様々なスポーツを体験する機会の提供

加盟団体や民間事業者が実施する競技の体験会や多数の市民が参加・体験できるイベント等への支援を通じて、市民がスポーツに触れ合う機会を提供する。

⑤ 市事業への参画

市との役割分担に基づき事業移管を受けた少年団教室や、業務委託を受けたレガシー事業等を実施するとともに、全日本高校・大学ダンスフェスティバルや六甲全山縦走大会の2大会にも、引き続き参画する。

なお、少年団教室のうち、柔道及び剣道についてはコベカツクラブとして活動する。

⑥ 中学校部活動地域展開への取り組み

コベカツが始まった後も継続的に中学生が大会に参加できるよう、市・教育委員会・神戸市中学校体育連盟及び加盟団体と連携し、新たな大会運営体制の構築を進めるとともに、公認指導者資格や審判資格取得の助成を行い、コベカツクラブの大会参加や大会運営への参画を促していく。

また、コベカツ実施に合わせて、子どもたちが憧れをもってスポーツを始めるきっかけとなるような体験会等を行う。

⑦ スポーツ情報提供事業

情報誌「スポ協つうしんジュニア」やホームページ、SNSを活用し、協会事業やスポーツ関連情報等、幅広い情報を的確に提供するとともに、加盟団体等の活動についても積極的に発信していく。また、ホームページの全面リニューアルに取り組み、

情報発信力を向上させる。

⑧ スポーツ協会表彰の実施

スポーツ協会表彰規程に基づき、スポーツの振興に功績のあった方々を表彰する。

イ スポーツ・教育施設運営事業

a 指定管理施設運営事業

指定管理者として、王子スポーツセンター、ポートアイランドスポーツセンター及び生涯学習支援センターの管理運営を行う。

b 施設スポーツ振興事業

指定管理者として、利用者をはじめ、多くの市民を対象とした身近にスポーツに親しめる様々なイベントを実施する。

① 「神戸総合型地域スポーツクラブ」育成支援事業の実施

灘区及び中央区の地域スポーツクラブの育成支援策を展開する。

② 王子スポーツセンター事業

王子スポーツセンターにおいて、大人から子どもまでが楽しむことのできるスポーツイベント「KOBEスポーツトライアルDAY2026」や、トップチーム「神戸ストークス」によるバスケットボール教室、神戸親和大学と連携した子どもの体力向上を目指したスポーツ体験教室「チャレンジサマースクール」等を開催する。

また、安全、安心なスポーツ活動を確保するため、熱中症予防等をテーマとするスポーツ安全講習会や、スポーツを通じた地域活性化のため周辺地区で定期的に開催する体力・体成分測定イベントに加え、民間事業者と協働して区外でも体力測定イベントを実施する。

③ ポートアイランドスポーツセンター事業

ポートアイランドスポーツセンターにおいては、スケート教室等のイベント「ウィンターフェスティバル」やオリンピックによる水泳教室を開催し、アイススケートと水泳の普及・振興に努める。

④ 生涯学習支援センター事業

市内 12 大学と連携し、健康・歴史・語学等のテーマに対してバラエティ豊かな講義を開催する「こうべ生涯学習カレッジ」や陶芸教室等を実施する。

c スポーツ教室等事業

市民の健康づくりや、スポーツ・文化に親しめる機会を提供するとともに、子どもの体力づくりや中高年齢者のフレイル予防と健康づくりを支援するため、各施設において約 100 のスポーツ教室・文化講座を開催し、定員約 6,200 名で募集を行う。

また、王子スポーツセンターではピラティス、ヨガ、柔道及び剣道、ポートアイランドスポーツセンターでは水泳及びスケートについて、コベカツクラブに参画する。

(2) 収益事業

＜収益 1＞スポーツ・教育施設収益事業

ア スポーツ施設収益事業

a 指定管理施設（ワールド記念ホール）収益事業

指定管理者として、ワールド記念ホールの管理運営を行う。

また、開業 40 周年記念事業の後継事業を実施するとともに、令和 7 年度に可動席を撤去し整備した器具庫を活用して備品貸出事業を拡充し、誘致力及び収益力を強化する。

b レディースフットボールセンター推進事業

協会の自主事業として、I N A C神戸レオネッサや女子サッカーチームの練習拠点等女子の利用を優先した「神戸レディースフットボールセンター」の管理運営を兵庫県サッカー協会とともに行う。引き続き利用者の新規開拓を進めるとともに、I N A C神戸レオネッサと連携して各種企画を展開し、女子サッカーの振興に努める。

また、新たにコベカツクラブとして「神戸レディースサッカークラブ（ウエスト&イースト）」を立ち上げ、女子中学生のサッカー活動を促進する。

イ 施設附帯等事業

a 駐車場等運営事業

王子スポーツセンター、中央体育館、神戸レディースフットボールセンターでの駐車場の運営等を行う。

b 管理施設附帯等事業

ポートアイランドスポーツセンターでのスケート靴の貸出し、ワールド記念ホールにおける備品貸出し、各施設において自動販売機の事業等を行う。

2 経営改善の取り組み

当協会では「すべての人々が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりができるスポーツ社会」を基本理念に、神戸市におけるスポーツの普及及び競技力の向上を図るとともに、教育・健康増進に関する事業を行い、もって市民の健全な心身の発達及び保持に寄与することを目的として活動している。

令和5年度から9年度を計画期間とする第5期中期経営計画に基づき、継続的な経営改善に取り組みながら、今後も持続的に公益目的事業を実施していく。

(1) 協会関連事業の参加者数増に向けた取り組み

競技団体との連携により開催しているスポーツ大会及び体験会の充実や、競技団体・民間事業者等による競技体験会・イベント等を支援する制度の運用、市内トップチームの観戦機会の拡充へ取り組むことで、多くの様々な世代の市民がスポーツに関わる機会を提供した。

また、管理施設では、市民が日常的に施設を利用できる環境づくりに努めた。

【協会関連事業の参加者数】

指標	令和7年度実績	主な取組内容・要因
令和3年度比で協会関連事業の参加者数25%増	+69% ※旧管理体育館（5体育館）を含めると+22%	神戸市総合スポーツ大会の競技数の増 プロスポーツ観戦会の増 管理施設においてプロスポーツの試合の開催 管理施設の改修工事による施設休止

【今後の方針】

各種大会や体験会の充実やプロスポーツ観戦会の拡充、市・競技団体との連携強化によるスポーツ振興、地域に根ざした指定管理施設の運営及びプロスポーツの試合の開催増により、競技普及及び市民参加率を向上させる。進捗についても適時管理しながら、指定管理を外れた5体育館を含む令和3年度実績からの25%増を目標として各事業を展開していく。

(2) 単年度・累積収支均衡のための取り組み

経費削減や収入増加や、類似事業の統合・整理への取り組みにより効率的な運営に努めた。

令和7年度はワールド記念ホールでの可動席撤去工事实施に伴い収支は赤字となったが、経費削減等に努めたことで当初予算に比べて赤字額は大きく減少した。

【単年度収支】

指標	令和7年度実績	主な要因
単年度収支の均衡	△9,897 千円	施設改修工事費及び同工事期間中の休止による収入減（ワールド記念ホール、ポートアイランドスポーツセンター25メートルプール他）

【中期経営計画累積収支】

指標	令和7年度末実績	令和6年度末実績
計画期間中（令和5～9年度）の累積収支の均衡	△20,801 千円	△10,904 千円

【今後の方針】

収益事業の柱であるワールド記念ホールにおいて、サービスの拡充による利用率向上に引き続き努めるとともに、その他の収益事業においても収入増加に取り組んでいく。また、令和6年度までに積み立てた資金を公益目的事業の財源として活用し安定的な事業運営を行っていく。

事業見直しや集約化により効率的な組織運営を行うとともに、研修の充実や資格取得支援等により、協会運営に携わる職員の人材育成およびスキルアップを図っていく。

３ 事業別収支予算書

令和８年４月１日から令和９年３月31日まで（単位：千円）

収益の部		費用の部	
事業	金額	事業	金額
公益目的事業	650,359	公益目的事業	721,937
（公1）スポーツ・教育振興事業	650,359	（公1）スポーツ・教育振興事業	721,937
市民スポーツ振興事業	153,617	市民スポーツ振興事業	179,040
スポーツ・教育施設運営事業	492,916	スポーツ・教育施設運営事業	542,897
スポーツ・教育振興事業共通	3,826	スポーツ・教育振興事業共通	-
収益事業	490,255	収益事業	393,133
（収1）スポーツ・教育施設収益事業	490,255	（収1）スポーツ・教育施設収益事業	393,133
スポーツ施設収益事業	381,965	スポーツ施設収益事業	321,730
施設附帯等事業	107,832	施設附帯等事業	71,403
スポーツ・教育施設収益事業共通	458	スポーツ・教育施設収益事業共通	-
法人会計	19,417	法人会計	34,398
収益合計	1,160,031	費用合計	1,149,468
※ 神戸市からの収入		税引前当期一般正味財産増減額（A）	10,563
		法人税・住民税及び事業税（B）	10,245
		当期一般正味財産増減額（A）-（B）	318
（1）補助金	85,308千円		
（2）受託料等	410,509千円		

4 予定正味財産増減計算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（単位：千円）

科目	金額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	3,826	
特定資産運用益	458	
受取会費	430	
事業収益	1,033,527	
受取負担金	750	
受取補助金等	103,204	
受取寄付金	450	
雑収益	17,386	
経常収益 計		1,160,031
(2) 経常費用		
事業費	1,115,070	
管理費	34,398	
経常費用 計		1,149,468
当期経常増減額		10,563
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	-	
経常外収益 計		-
(2) 経常外費用	-	
経常外費用 計		-
当期経常外増減額		-
税引前当期一般正味財産増減額		10,563
法人税、住民税及び事業税		10,245
当期一般正味財産増減額		318
一般正味財産期首残高		646,114
一般正味財産期末残高		646,432
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金等		-
受取寄付金		-
一般正味財産への振替額		△ 3,716
当期指定正味財産増減額		△ 3,716
指定正味財産期首残高		230,857
指定正味財産期末残高		227,141
当期正味財産増減額		△ 3,398
正味財産期首残高		876,971
III 正味財産期末残高		873,573

5 予定貸借対照表

令和9年3月31日現在（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	529,447	未払金	186,413
未収金	60,501	前受金	95,672
前払費用	6,600	未払法人税等	10,245
未収消費税等	5,859	預り金	9,530
流動資産合計	602,407	賞与引当金	9,244
2. 固定資産		流動負債合計	311,104
(1) 基本財産		2. 固定負債	
投資有価証券	200,000	退職給付引当金	25,811
基本財産合計	200,000	固定負債合計	25,811
(2) 特定資産		負債合計	336,915
退職給付引当資産	25,811	III 正味財産の部	
減価償却引当資産	241,698	1. 指定正味財産	
市民スポーツ振興事業準備資金	30,000	出捐金	200,000
建物	25,789	（うち基本財産への充当額）	(200,000)
構築物	20,002	受取補助金等	21,473
什器備品	0	（うち特定資産への充当額）	(21,473)
特定資産合計	343,300	受取寄附金	5,668
(3) その他固定資産		（うち特定資産への充当額）	(5,668)
建物	697	指定正味財産合計額	227,141
構築物	50,539	2. 一般正味財産	646,432
車輛運搬具	0	（うち特定資産への充当額）	(290,348)
什器備品	12,930	正味財産合計	873,573
機械・装置	422		
水道施設利用権	15		
敷金・保証金	150		
預託金	28		
その他固定資産合計	64,781		
固定資産合計	608,081		
資産合計	1,210,488	負債及び正味財産合計	1,210,488

（特定資産）

建物減価償却累計額	24,794
構築物減価償却累計額	77,639
什器備品減価償却累計額	3,465

（その他固定資産）

建物減価償却累計額	6,395
構築物減価償却累計額	215,757
車輛運搬具減価償却累計額	4,789
什器備品減価償却累計額	33,129
機械・装置減価償却累計額	9,441

6 事業別予定収入明細書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（単位：千円）

		内訳			
事業	合計	事業収入	負担金・ 補助金収入	寄付金・ 協賛金収入	その他収入
公益目的事業	650,359	540,189	99,938	1,009	9,223
(公1) スポーツ・教育振興事業	650,359	540,189	99,938	1,009	9,223
市民スポーツ振興事業	153,617	47,889	99,938	1,009	4,781
スポーツ・教育施設運営事業	492,916	492,300	－	－	616
スポーツ・教育振興事業共通	3,826	－	－	－	3,826
収益事業	490,255	484,681	3,266	450	1,858
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	490,255	484,681	3,266	450	1,858
スポーツ施設収益事業	381,965	376,849	3,266	450	1,400
施設附帯等事業	107,832	107,832	－	－	－
スポーツ・教育施設収益事業共通	458	－	－	－	458
法人会計	19,417	18,657	750	－	10
当期収入合計	1,160,031	1,043,527	103,954	1,459	11,091

7 事業別予定支出明細書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（単位：千円）

		内訳		
事業	合計	人件費	物件費	減価償却費
公益目的事業	721,937	186,271	535,666	－
(公1) スポーツ・教育振興事業	721,937	186,271	535,666	－
市民スポーツ振興事業	179,040	62,105	116,935	－
スポーツ・教育施設運営事業	542,897	124,166	418,731	－
収益事業	393,133	38,118	334,272	20,743
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	393,133	38,118	334,272	20,743
スポーツ施設収益事業	321,730	35,342	273,993	12,395
施設附帯等事業	71,403	2,776	60,279	8,348
法人会計	34,398	15,465	18,872	61
法人税・住民税及び事業税	10,245	－	10,245	－
当期支出合計	1,159,713	239,854	899,055	20,804

Ⅵ 令和 7 年度主要事業計画・実績比較

(単位：千円)

事業		計画	実績	備考
公益目的事業		715,607	674,686	
(公1) スポーツ・教育振興事業		715,607	674,686	
	市民スポーツ振興事業	145,009	132,301	
	スポーツ・教育施設運営事業	570,598	542,385	
収益事業		416,600	376,594	
(収1) スポーツ・教育施設収益事業		416,600	376,594	
	スポーツ施設収益事業	351,618	318,305	
	施設附帯等事業	64,982	58,289	
法人会計		32,225	29,061	

参考

1 主要事業の推移

事業名	項目	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
1 指定管理施設運営事業	施設名	利用人数	前年度比(%)	利用人数	前年度比(%)	利用人数	前年度比(%)
(1) スポーツ施設	王子スポーツセンター	337,667 人 (95.8%)	103	356,330 人 (93.5%)	106	285,604 人 (96.9%)	80
※王子スポーツセンターおよびワールド記念ホールの()内数字は、主要施設の利用率を記載	ポートアイランドスポーツセンター	216,260 人	90	284,611 人	132	247,287 人	87
	ワールド記念ホール	408,121 人 (57.0%)	96	602,311 人 (84.4%)	148	447,334 人 (63.5%)	74
(2) 社会教育施設	生涯学習支援センター	333,412 人	116	320,632 人	96	343,937 人	107
2 レディースフットボールセンター運営事業	レディースフットボールセンター	57,868 人	107	60,092 人	104	60,809 人	101
3 スポーツ教室等事業	項目	実施状況		実施状況		実施状況	
	施設数	2 館		2 館		2 館	
	教室数	103 教室		104 教室		93 教室	
	受講者数	8,624 人		7,758 人		5,829 人	
4 施設附帯等事業 駐車場その他	施設名	利用状況	前年度比(%)	利用状況	前年度比(%)	利用状況	前年度比(%)
	王子スポーツセンター北	収容台数 57 台		収容台数 57 台		収容台数 46 台	
	王子スポーツセンター南	収容台数 65 台		収容台数 65 台		収容台数 65 台	
	中央体育館	収容台数 38 台		収容台数 38 台		収容台数 38 台	
	レディースフットボールセンター	収容台数 58 台		収容台数 58 台		収容台数 58 台	
		延利用台数 113,733 台	103	延利用台数 113,838 台	100	延利用台数 118,575 台	104
	ポートアイランドスポーツセンター	スケート靴貸出 35,874 件	94	スケート靴貸出 32,213 件	90	スケート靴貸出 29,877 件	93

2 施設概要

令和8年7月1日現在

(1) 当協会所有施設

施設名	神戸レディースフットボールセンター
所在地	東灘区向洋町中7丁目1-1 TEL 842-3370
休業日	施設整備日及び年末年始
項目	
1 竣工	平成24年11月
2 構造	クラブハウス（鉄骨造地上1階建 258 m ² ）
3 敷地面積	19,000 m ²
4 施設内容	人工芝グラウンド1面（105m×68m）・練習グラウンド・ちびっ子グラウンド・クラブハウス1棟・夜間照明設備6基・観覧席250席

(2) 指定管理施設

施設名	王子スポーツセンター
所在地	灘区青谷町1丁目1-1 TEL 802-0223
休業日	施設整備日（毎月第4水曜日）及び年末年始
項目	
1 竣工	(1) 体育館（主競技場・身体障害者体育館・トレーニング室・柔道場・剣道場等）
2 構造	昭和53年10月
3 延床面積	鉄骨鉄筋コンクリート造4階建
4 敷地面積	7,193 m ²
5 観客席	9,530 m ²
	194席（立ち見 約300人）
1 竣工	(2) バレーボール兼テニスコート
2 敷地面積	昭和31年10月
3 収容人員	10,744 m ²
4 施設内容	1,200人
	全天候型, 6面
その他 施設	補助競技場、相撲場、広場及び公園等
施設名	ポートアイランドスポーツセンター
所在地	中央区港島中町6丁目12-1 TEL 302-1031
休業日	毎週水曜日及び年末年始
項目	
1 竣工	昭和56年1月（供用開始 昭和56年11月）
2 構造	鉄筋コンクリート造3階建地下1階
3 延床面積	11,770 m ²
4 敷地面積	10,697 m ²
5 観客席	2,500席
6 施設内容	①公認プール 競泳用プール（50m×8コース）・温水プール（25m×5コース） 飛び込み用プール ②スケートリンク2面（60m×30m、18m×28m）（冬季）

施設名		ワールド記念ホール					
項 目		所在地：中央区港島中町6丁目12-2 Tel 302-8781					
		休業日：年末年始 ※イベント開催の場合は開館					
1	竣 工	昭和59年8月（供用開始 昭和59年10月）					
2	構 造	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建					
3	延床面積	13,325 m ²					
4	敷地面積	10,286 m ²					
5	観 客 席	約8,000席（固定3,528席、仮設 約4,500席）					
6	施設内容	アリーナ（楕円形 縦82.5m×横42.5m 面積3,100 m ² 天井高約30m）					
施設名		生涯学習支援センター					
項 目		所在地：中央区吾妻通4丁目1-6 Tel 251-4731					
		休業日：年末年始					
1	開 館	平成12年9月 全館開館					
2	構 造	鉄筋コンクリート造地上5階建					
3	延床面積	6,887 m ² （別途スポーツ協会分室520 m ² ）					
4	敷地面積	7,115 m ²					
5	施設内容	会 議 室（小）	3 室	31 m ²	体育館	1 室	726 m ²
		会 議 室（大）	4 室	62 m ²	和 室（6畳）	1 室	31 m ²
		多目的室（小）	5 室	93 m ²	工作室	1 室	93 m ²
		多目的室（大）	1 室	124 m ²	調理室	1 室	93 m ²
		セミナー室	1 室	124 m ²			